

地域社会での取り組み

— 高校・地域の協働で外国につながる高校生を育てる —

武 一 美

一 はじめに

一九七〇年代後半の大学時代、韓国から来て日本で学ぶ留学生の友人を得た。彼女は、私が親しく付き合った初めての外国から来て日本で暮らす人であった。入学したての一年生の時には少々あやしいところのあった彼女の日本語の上達ぶりに、どのように日本語を学んでいるのだろうかとなんとなく思った。その後、私は海外を含む複数回の移動を経て、三十年前神奈川県横浜市に居を定めた。神奈川への移住者であった私が足を運んだのが、共学舎日本語教室・学習教室という場であった。一九九〇年代前後の神奈川には、大和にインドシナ難民の定住促進センターがあったことから、インドシナ難民、また中国帰国者や南米系の人たちが多く暮らし、共学舎には、外国から来て日本で暮らす大人と子どもが集まった。共学舎を主催する高校教員達が、後にその仲間と

作った団体が、現在私の所属する多文化共生教育ネットワークかながわ（以下NENeD）である。私はこの団体の人々の行動を、興味と尊敬の念を持って遠巻きに眺め、時にお手伝いをした。後に、この活動が私の生活の一部を占めるようになり、現在、私は大学で留学生に日本語を教え、地域で外国につながる高校生への支援活動に携わる。本稿では、地域での支援者と職業としての日本語教師という二つの側面を持つ私の視座から、神奈川における「外国につながる高校生」支援の取り組み、多文化共生社会を生きる高校生と高校のこれからに、さらに国語教育への期待を述べたい。

二 「外国につながる生徒」と高校進学

神奈川では、日本国籍の児童生徒を含め、「外国につながる」という表現を使うことが多い。これは、日本国籍・外国籍を問わず、複数の文化・複数の言語で育ってきた生徒達を包含する表現とし

て使われてきた。近年では、言語と文化の多様性に注目し、複数性の豊かさを意味に含む「複言語・複文化の子ども」という表現も使われるが、本稿では神奈川で使用されることの多い「外国につながる高校生」を使用する。

神奈川では、地域で外国人支援にあたってきた市民活動家と教員がいち早く「外国につながる生徒」の高校進学の問題に気づき、声を挙げた。そして、一九九五年に全国ではじめて「日本語を母語としない人のための高校進学ガイダンス」(以下「高校進学ガイダンス」)が実施された。第一回「高校進学ガイダンス」は「外国人労働者と連帯する神奈川連絡会」主催、「神奈川県高等学校教職員組合滞日外国人生徒の教育を考える小委員会」共催で行われた。その後、二〇一一年からM.F.R.A.・神奈川県教育委員会の協働事業として現在まで実施されている。外国に暮らし、その国の公教育の情報を得ること、理解することは容易なことではない。例えば、あるベトナム人家族は、母国では小中学生でも進級できない場合があったが、日本の学校では全員が進級できていたことから、中学から高校へもそのまま進学できると思っていたという。学校教育については、国によって仕組みや制度が異なるため、思いがけない誤解が生じる。「高校進学ガイダンス」は、神奈川県の入試制度について、生徒や保護者の母語に対応した翻訳付きのガイドブックを用意し、各国語の母語通訳者を配置して行われる。また、外国につながる生徒が多数在籍する高校の教員、外国につながる高校生、そして神奈川県教育委員会の職員が、進学希望者にプースで対応する。

三 神奈川県の高校入試制度と高校入学後の支援

神奈川県では、一九九五年から、外国人生徒で、滞日通算三年以内の生徒を対象とした「在県外国人等特別募集」という高校入学の特別枠が設置されている。二〇一九年度入試では、公立高校十三校(全日十二校・定時制一校)に合計一四五名の募集定員であった。この特別募集枠の条件に該当しない、あるいはこの募集枠で不合格になった生徒たちの多くは、定時制高校に進学する。神奈川県では、高校入試に際し、神奈川県内全校において「定員内不合格を出さない」という内規がある。よって、一定数の外国につながる生徒の高校進学が可能になっている。

「在県外国人等特別募集」の設置及び「高校進学ガイダンス」の開始からすでに二五年が経過し、一定数の生徒が高校進学するようになった。一方で、「在県外国人等特別募集」高校・定時制高校ともに、場合によっては、初期日本語もままならない状態で入学する生徒が存在すること、入学を果たしたにもかかわらず中退してしまう生徒が少なからずいることもあり、入学後の支援の必要性も認識されるようになった。神奈川県では、「高校進学ガイダンス」等の準備・実行プロセスで教育委員会・高校・民間団体のネットワーク構築が進んだこともあり、地域の支援者が高校内で教員と協働で支援の仕組みを考え実行する「多文化教育コーディネーター派遣事業」が二〇〇七年からスタートした。本事業はM.F.R.A.と神奈川県教育委員会との協働で、神奈川県内の「日本語を母語としない生徒支援者派遣事業」予算とM.F.R.A.予算とで実施されている。

NPOと行政による本格的な協働事業によって高校での支援が行われている自治体は少なく、全国的にも神奈川県モデルとして注目されている。本事業の派遣校は、二〇〇七年度に四校でスタートし、二〇一九年現在、二五校に拡大した。

四 「多文化教育コーディネーター派遣事業」

二五校には、NPOが推薦する人物を多文化教育コーディネーター（以下コーディネーター）として派遣する。（各校に一〜二名が派遣され二〇一九年度の総数は二八名）。コーディネーターは自身が中心になって活動する存在ではなく、教員集団が高校でどのような支援を展開する必要があるかを考えるための手助けを行う。コーディネーターは、他校での支援の取り組みも紹介しながら、教員と共に、担当校の生徒に必要な支援が高校内で可視化できるように努め、支援の仕組みを教員と共に構想・計画する。その過程で、教員は支援のスキルを高めていく。また、コーディネーターは、支援に必要な人材、母語通訳者・翻訳者や学習支援・日本語支援のできる地域の人材、外国につながる大学生・社会人を高校内へとつなぐ。よって、コーディネーターは、外国人支援経験のある人材で地域で外国につながる子ども支援のネットワークを有している人、外国人支援に関わってきた教員のOB・OG、生徒の母語が話せて地域支援に関わってきた人、大学で多文化共生や日本語教育にかかわる研究をする人、などである。

各校の生徒の状況や背景を見ながら、高校教員と共に必要に応じて手探りで進めてきた活動が現在の支援の取り組みを形作った。

したがって、事業開始から一二年が経過した支援の取り組みからは、外国につながる高校生の高校生活を支えるための仕組みや環境整備が浮かび上がるものとなっている。

【入学時の支援】 合格者説明会での対応（通訳の配置・文書の翻訳・在籍把握等）、日本語ブレイクメントテストの実施・母語や「やさしい日本語」での生徒や家族への聞き取り

【学期中の学習面の支援】 授業や補習などでの教科や日本語の学習支援

【学期中の学習面以外の支援】 外国につながる生徒担当者会議での情報交換、在留資格の把握及び在留資格関連の支援、多文化交流部・委員会・その他による校内の居場所作り、学校外での若者交流会、外国人生徒向け進路相談会、在留資格相談会などMeeting（通訳配置など）、進路についての情報提供やサポート

五 高校生自身が結ぶ多様な経験と学び

前述の支援項目を概観すると、学習面以外の支援の多様性が分かるだろう。「外国につながる高校生」「日本語指導の必要な高校生」と呼ばれる彼らに必要なことは教科学習に参加するための日本語習得が先決だ、と考えられることもある。しかし、高校の教科学習に参加するための日本語は教科ごとにより異なり、これだけ勉強すれば教科の授業が分かるという指針を作ることは不可能である。ある程度の日本語を習得後、教科の内容を学びながら、同時に日本語の力も付けていくことが求められる。そのためには、学

習意欲の持続や自身のキャリア設計、将来への希望の存在を欠くことはできない。自らの選択で日本にやってきた留学生と、彼らの違いは大きい。自分の意志ではなく様々な理由で日本に暮らす外国につながる高校生が、これからの道を自らの意志で考え、構想し、切り開いていくこと、そのための環境を作ること、欠かせない支援の取り組みである。

外国につながる高校生は、在日期间が長い生徒も短い生徒も、大人びた生徒も少し幼げに見える生徒も、自分の将来については、目の前に霞がかかったような状況にいるのではないか。それは、これからどこで自分は生きていくのか、どのような将来像を描けるのだろうか、という漠然とした、無意識の不安でもあるだろう。こういった不安や迷いのなかにいる生徒を勇気づけるのは、高校内の「多文化交流会」や、外部イベント「外国につながる生徒交流会」などでの、外国につながる背景を持つ生徒同士の交流や、自分の少し前を歩いている外国につながる先輩との出会いかもしれない。また、在留資格についての知識は、彼らの将来に直結するが、当事者である彼らが、正確な情報を得ることが難しい場合もある。例えば、「家族滞在」の場合には、家族に依存した在留資格であるため、週に二十八時間のアルバイトは認められているが、就労可能な資格ではない。在留資格が「家族滞在」の場合、高校卒業後に就職することができないのである。一部の外国籍生徒への救済措置はできたが生徒が一人で手続きできるものではない。専門学校・大学進学を経て卒業後就職する場合も、在留資格の変更が必要になる。外国につながる高校生へのキャリアを考える際

は、在留資格を含め、自身の現実を直視し将来を考えることが必要となる。そして、在留資格を含むキャリアをどのように切り開いていくのかを主体的に考えることで、学習意欲にスイッチが入ることもある。生徒によって学習面以外の支援のかたちは様々であるが、支援のいろいろなかたちを彼らの周囲に置いておくこと、そこから彼らが主体的に自らに必要なピースを拾いとり、将来へ向けて歩み出すこと、それを見守り、支えることが求められるのである。多文化共生時代の学校には、これまでとは、異なる取り組みや教育が求められる。それを、教員だけで担うことは難しい。だからこそ、学校は地域に開かれ、地域社会は、学校や学校に通う外国から来た生徒と家族への支援に協力していける力を付けていければと思う。こういった学校と地域社会の大人たちの力強く継続的な取り組みのなかで高校生たちは人に頼ること、人と語ること、人と生きることを選び、ここに多文化共生社会が開けていくことを期待したい。

六 多文化共生時代の高校と国語教育に期待すること

日本生まれや幼少時に来日した生徒、小学校や中学生の時来口した生徒、高校入学直前に来日した生徒、また、母国・日本と第三国を移動してきた生徒など、その背景は様々である。彼らの家庭から学校への移動は、言語・文化間の移動でもある。複数の言語・複数の文化環境で育つ生徒たちは、モノリンガル環境で育つ生徒よりも、ゆっくり育つように思う。だから、高校時代は、将来彼らが日本であれ日本以外であれ、社会で生きていくための本

質的な生きる力を育むことを目指さねばならないだろう。そのためには、これまで言語・文化的モノリンガル生徒への教育をしてきた学校にも変化が求められる。多文化共生時代の高校は、言語・文化的モノリンガル環境で育つ高校生と複数言語・複数文化環境で育つ高校生が交わり対話する場となるだろう。彼らがお互いの境界を意識せず、自他の異なりを感じ、知り、尊重し、この世界で共に生きることを意識的に考え、取り組む初めての場が、あるいは最後の場が、高校であるのかもしれない。多文化共生という言葉が聞かれて久しいが、社会に出ると安心して話し合える場は少ない。

複数言語・複数文化で生きる彼らの世界は彼らにしか見えないのかもしれない。複数言語環境で我が子を育ててきた人も「我が子が経験していることを自分は第二言語として日本語を勉強したから、体験したことがない。だから本当のところは分からない」と言うこともある。然り、である。モノリンガル環境で育ってきた私たちには見えない世界を彼らは生きている。それぞれの「私」には、たぐさんの語るべきことがあるはずであるし、語れずにきたことが恐らく多いだろう。勿論、それは、彼らに限定されたことではない。しかし、複数言語で育つときに、飲み込んだ言葉や思いはたくさんあるだろうし、そのことが学習や友人関係、学校生活に影響を及ぼしてきただろうことは想像できる。学校という場での生徒の関係性、とくに思春期の難しい年齢の高校生間には、同様の環境で育ってきた外国につながる高校生同士にも緊張感がある。しかし、学校という、守られた安全な場で、国語の授業の

なかで彼らの世界や思いを表現すること、それを受け止める人の存在を知ることが、彼らの将来の人生にも大きな影響を与えるだろう。また、こういった国語授業での多文化共生社会を視野に入れた表現教育の取り組みは、複言語・複文化環境で育つ高校生だけでなく、モノリンガル環境で育つ高校生にとっても、必要なのだろう。多文化共生社会は、彼らが共に作っていくものだからである。

七 おわりに

「外国につながる高校生」のなかでも、とくに「日本語指導が必要」といわれる高校生への日本語支援については、「どのくらい日本語を勉強したら教科の授業に入れるのか」と高校で質問されることも多い。それについては、「基礎的な日本語学習を終えたら、教科の授業を分かりやすいものにして、教科の中で日本語を学べるようにしてほしい」といつも答える。教科の内容に興味を持つこと、学ぶこと、そのプロセスで日本語の学習も進む。高校生たちに接していると、高校生活全体のなかで、日本語を吸収する。教科授業をわかりやすくする工夫によって、日々の授業が彼らの日本語習得の場となるのである。それは、自然習得に似ていてもいるが、教科・単元における内容の精選とわかりやすい日本語での対応が求められる。各教科の授業における工夫や副教材の開発が、今後の課題の一つとなるだろう。

さらにもう一つの課題は、「外国につながる高校生」への、母語保障である。「日本語指導が必要な高校生」に関していえば、例え

ば教科単元のキーワード母語訳併記によって、彼らが母国で学んできた教科内容と日本の高校の教科内容をつなぐことが可能になる。また、日本在住歴の長い「外国につながる高校生」にとっても「日本語指導を必要とする高校生」にとっても、彼らの母語喪失は家族とのコミュニケーションの断絶を招き、彼らのアイデンティティの確立にも影を落とす。同時に、本人たちの有する国際的背景を活かせないことにもなり、彼らとつても日本社会にとつても大きな損失となるだろう。

(認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ
副理事長・多文化教育コーディネーター派遣事業代表)

1 このような問題意識から、ZETUでは外国につながる高校生への弁護士による在留資格勉強会出前授業を二〇一八年から、弁護士の協力を得てスタートさせた。これまで神奈川県内三校で出前授業を実施した。

2 法務省「高等学校卒業後に本邦で就労する者の取り扱いについて(依頼)」(法務省管在1364平成三十年二月二七日通知)において次のような在留資格による在留を認めることとした。(一)①小学校四年生の始めごろまでに入国し日本の義務教育を修了していること。②日本の高等学校に入り、卒業見込みであること、この①②を満たして、就職先が決まっているなどの条件を満たせば「定住者」に変更できる。(二)①中学3年生の初めごろまでに入国し日本の義務教育を受けて、中学校を卒業していること。②日本の高等学校を卒業見込みであること。③親など身元保証人と一緒に住んでいること。この①②③を満たして、就職先が決まっているなどの条件を満たせば「特定活動(就労が認められる)」に変更できる。